

## 特記仕様書

### 1) 【適用範囲】

本特記仕様書は「道路反射鏡・防護柵等設置工事」（以下「本工事」という）に適用する。

### 2) 【総則】

本工事は本特記仕様書、工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)によるほか、(宇治市)「土木工事共通仕様書(案)」(宇治市ホームページ掲示)(以下「共通仕様書」という)。

「土木工事施工管理基準」(宇治市ホームページ掲示)

(近畿地方整備局)「土木工事共通仕様書(案)」 「土木工事施工管理基準」

「土木請負工事必携」

(京都府)「土木工事共通仕様書(案)」 「土木工事施工管理基準」 「土木請負工事必携」に基づき施工すること。

工事は、契約書第1条第3項に規定する契約単価をもって履行するものとするが、契約単価に明示されていないものについては、監督職員と協議のうえ定めるものとする。ただし、軽微なものについては、受注者は監督職員の指示に従うものとする。

なお、工事に通常必要と考えられる関係機関との協議・地元との調整、材料、消耗品費等および、竣工に伴う書類作成費用は本契約単価に含まれる。

### 3) 【材料及び施工】

(再生骨材コンクリートの使用)

再生骨材コンクリートの JISA5023(砕石骨材 L を用いたコンクリート)を使用する場合は、均しコンクリート等、高い強度や高い耐久性が要求されない用途のみとする。

(アルカリ骨材反応抑制対策)

アルカリ骨材反応抑制対策については、「アルカリ骨材反応抑制対策(土木構造物)実施要領」によるものとする。

(路面標示用塗料のクロムフリー移行)

国際科学物質管理会議(ICCM)で、「国際的な連携組織を通じて、塗料中の鉛廃絶を目指した取り組みを進めること」が決定されたことで、国内でも鉛を含有する塗料の JIS 品目の廃止や公共仕様から削除するなどの動きが進んでおり、路面標示用塗料についても鉛及びクロムを含有する色は、クロムフリーのものへと移行するものとする。

(型枠の反復利用)

コンクリート型枠の使用については、可能な限り鋼製型枠等の利用を図ることとし、合板型枠の使用に当たっては、型枠の反復使用を励行し、木材資源の節約に努めること。

また、新規に合板型枠を購入し使用する場合は、転用可能回数の多い塗装合板型枠を使用すること。

(コンクリートの養生)

コンクリートの養生については、通常の施工方法としているが、寒中(暑中)コンクリートとして施工を行う必要がある場合には、コンクリートの配合、強度、構造物の種類、断面の厚さ及び外気温等を考慮してその方法、期間及び養生温度等を精査し、施工方法について監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

(スペーサー)

受注者は、設計図書に特に定めのない限り、鉄筋のかぶりを保つようにスペーサーを設置するものとし、スペーサーの数は、はり、床版等で1㎡当り4個程度、ウェブ、壁および柱で1㎡当り2～4個程度を設置しなければならない。鉄筋のかぶりとはコンクリート表面から鉄筋までの最短距離をいい、設計上のコンクリート表面から主鉄筋の中心までの距離とは異なる。また、受注者は型枠に接するスペーサーについてはコンクリート製あるいはモルタル製で本体コンクリートと同等以上の品質を有するものを使用しなければならない。また、受注者は打設するコンクリートと一体化する形状のスペーサーを使用しなければならない。これ以外のスペーサーを使用する場合は使用前に監督職員の承諾を得なければならない。

なお、スペーサーの個数については、鉄筋組立て完了時に段階確認を受けるものとする。

また、出来形管理写真については、写真管理基準(案)の撮影箇所一覧表「無筋・鉄筋コンクリート」の頻度で撮影することとする。

(再生資源利用計画)

「宇治市土木工事共通仕様書(案)第24条 建設副産物 4.再生資源利用計画」については、以下のとおり読み替えるものとする。

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

(受領書の交付)

受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。

(再生資源利用促進計画)

「宇治市土木工事共通仕様書(案)第24条 建設副産物 5.再生資源促進利用計画」については、以下のとおり読み替えるものとする。

受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用促進計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

(再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等)

受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

(建設発生土の運搬を行う者に対する通知)

受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、「再生資源利用促進計画」に記載した事項(搬出先の名称及び所在地、搬出量)と「再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等」で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。

(建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等)

受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。

(再生資材の利用)

本工事については、下表のとおり再生資材を使用する。

ただし、再生材製造工場の都合等により下表の再生資材の入手が困難な場合については、監督職員と協議のうえ、新材を使用するものとする。

資材名	規格	用途	備考
再生クラッシャーラン	RC-30、RC-40	路盤、構造物の基礎	
再生粒度調整碎石	RM-30	路盤	
再生加熱アスファルト混合物	再生密粒度アスコン 再生粗粒度アスコン	表層、基層	

なお、再生資材を使用する場合は、以下により品質管理が適正であるか確認のうえ使用すること。

- 1) 上表再生資材を路盤材又は舗装材として使用する場合は「舗装再生便覧」によるものとする。
- 2) 再生クラッシャーランを基礎材として使用する場合は「舗装再生便覧」及び「コンクリート副産物の再利用に関する用途別暫定品質基準(案)」によるものとし、構造物の立地条件等を考慮して適正な品質のものを使用するものとする。
- 3) 再生骨材は、木屑、紙、プラスチック、レンガ等混入物を有害量含んではならない。

(流用土の利用)

本工事に使用する埋戻し材については、本工事の掘削土を流用して使用する。

ただし、やむを得ない事情等により流用土により難しい場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとする。

(施工影響部分の復旧)

本工事において、隣接地を掘削、使用する場合は施工方法及び施工後の復旧方法について、事前に所有者と協議を行い、原状復旧を原則に誠意をもって施工すること。

(隣接地への所有者の立入り)

本工事区域への所有者の立入りがある場合は、仮設進入路等により支障にならないように配慮すること。

ただし、やむを得ず立入りができなくなる場合は、事前に所有者と協議をおこない了解を得ること。

(特定建設資材の分別解体)

本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律((平成 12 年法律第 104 号)。以下「建設リサイクル法」)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「特約条項 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議をするものとする。

① 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体の方法
	① 仮設	仮設工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	② 土工	□有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③ 基礎	□有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④ 本体構造	□有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤ 本体付属品	□有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥ その他	□有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

② 再生資源化等をする施設の名称及び所在地

建設副産物	受入場所	受入機関及び受入時間	その他受入条件	距離
アスファルト塊	(株)藤田産業	日曜日を除く 8:00~16:30	最大寸法 1辺が100cm未満	3.1km
コンクリート塊(無筋)	(有)京奈リサイクル	土・日曜日・祝日を除く 8:00~16:30	最大寸法 75cm×75cm以下	12.0km
コンクリート塊(有筋)	(有)京奈リサイクル	土・日曜日・祝日を除く 8:00~16:30	最大寸法 75cm×75cm以下	12.0km

4) 【工事の着手】

(始期日)

本工事については、監督職員より随時指示を行う。指示を受けた場合、受注者は速やかに工事着手すること。

5) 【工事範囲および工事箇所について】

(工事範囲および工事箇所)

本工事の工事範囲は宇治市内一円であり、指示する工事箇所は点在する。

6) 【建設副産物について】

(計画及び実施書の様式及び保管)

「宇治市土木工事共通仕様書(案)第24条 建設副産物 8.計画書及び実施書の様式及び保管」については、以下のとおり読み替えるものとする。

○国土交通省ホームページ公開場所

「再生資源利用[促進]計画様式(建設リサイクル報告様式兼用)」

([https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page\\_03060101credas1top.htm](https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm))に掲載の再生資源利用[促進](計画書・実施書)(EXCEL形式)を使用し、自社で工事完成後5年間保管し、計画書1部、実施書1部及び上記ホームページに掲載の様式を用いて作成した電子データを監督職員に提出するものとともに、再生資源利用促進計画書を公衆の見えやすい場所に掲示する。(建設副産物情報交換システムを利用の場合は、計画書1部、実施書1部を提出するものとする。)

1) 受注者は、工事を施工する場合において、あらかじめ残土・廃棄物処理計画書(様式4-3、4-4)を作成すること。なお、残土・廃棄物処理計画書は施工計画書(様式4-1)に含めて提出するものとする。

2) 施工後は、残土・廃棄物処理報告書(様式4-3、4-4)を提出すること。

なお、添付書類については下表によるものとする。

	残 土 処 理	廃 棄 物 処 理
計画	○ 残土処理計画書(様式4-3)	○ 廃棄物処理計画書(様式4-4)
	○ 処分地の位置図及び経路図	○ 処分地の位置図及び経路図
		○ 産業廃棄物処理処分業許可書の写し (指定した処分地と同じであれば不要)
		○ 収集運搬を委託する場合 産業廃棄物収集運搬業許可書の写し (自己運搬であれば不要)
	○ 土質調査費を設計計上している場合 土質試験結果の写し	○ 産業廃棄物処理委託契約書の写し 自己運搬処理の場合 ・排出事業者と処理業者の契約書の写し
	○ 「契約書の写し」又は「受け入れ承諾書」	委託運搬処理の場合 ・排出事業者と処理業者の契約書の写し ・排出事業者と収集運搬業者との契約書の写し
	○ 仮置きする場合 ・現場～仮置場～処分地の経路図 ・打合簿 仮置場の住所 搬出車両の最大積載量	○ 仮置きする場合 ・現場～仮置場～処分地の経路図 ・打合簿 仮置場の住所 搬出車両の最大積載量
	○ 指定地処分で処分地の変更が生じた場合 ・打合簿 処分地の名称・所在地	○ 指定地処分で処分地の変更が生じた場合 ・打合簿 処分地の名称・所在地
○建設リサイクル報告(最新版で作成)	○建設リサイクル報告(最新版で作成)	
変更	○ 当初計画書から数量のみ変更の場合 ・変更計画書は不要	○ 当初計画書から数量のみ変更の場合 ・変更計画書は不要
	○当初計画書からの処分地が変更する場合 残土処理変更計画書 ・処分地の位置図及び経路図 ・「契約書の写し」又は「受け入れ承諾書」	○ 処分地変更(当初計画書からの変更) ・廃棄物処理変更計画書 ・処分地の位置図及び経路図 ・産業廃棄物処理処分業許可書の写し ・産業廃棄物処理委託契約書の写し

		○ 運搬方法変更(当初計画書からの変更) ・ 廃棄物処理変更計画書 ・ 産業廃棄物収集運搬業許可書の写し ・ 産業廃棄物処理委託契約書の写し
	○建設リサイクル報告は不要	○建設リサイクル報告は不要
報告	○ 残土処理報告書(様式 4-3)	○ 廃棄物処理報告書(様式 4-4)
	○ 受入証明書 (受入れた事を証明する書類) ※運搬チケットの写し等は不要	○「運搬管理表」または、「マニフェストの写し」 ※マニフェスト原本は検査時に提示・マニフェストで積載重量確認が出来ない場合は伝票等
	○ 建設リサイクル報告(電子データ提出含む) (最新版で作成)	○ 建設リサイクル報告(電子データ提出含む) (最新版で作成)
	○ 写真 ・ 処分地 ・ 仮置きがある場合は仮置場	○ 写真 ・ 処分地 ・ 仮置きがある場合は仮置場 【自己運搬処理の場合】 ・ 産業廃棄物運搬車、業者名 【委託運搬処理の場合】 ・ 産業廃棄物運搬車、業者名、許可番号

(建設副産物の搬出)

本工事の施工により発生する、アスファルト殻、コンクリート殻は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(廃棄物処理法)の許可を受けた「再資源化施設」、「中間処理場」及び「最終処分場」に搬出する事とし、その際、必ず積載量を測定し、その資料(計量伝票等)を提出すること。

但し宇治市が指名停止措置等を行っている受入場所には搬出しないこと。

また、本工事の施工により発生する建設発生土は指定処分であり、下記の場所に搬出すること。

(建設発生残土の搬出)

1) 建設発生土については、下記の建設発生土受入施設としているが、他施設へ搬出する場合は監督職員と協議を行うものとし、受注者の希望によって他施設へ搬出する場合は設計変更の対象としない。また、受注者が下記の建設発生土受入施設と残土処分契約を締結するまでに一般財団法人城陽山砂利採取跡地整備公社の受入れが可能となった場合には、処分先を変更することとする。これに伴う残土処分費(運搬費含む)及び土壌調査費については設計変更の対象とする。

2) 前条に関しての受け入れ条件は、直接確認すること

建設副産物	受入場所	連絡先	受入時間	その他受入条件	距離
建設発生土	(株)坂本工建	0774-55-9094	7時00分～17時00分	受入休止日 日曜日、祝日	5.4 km

(産業廃棄物の仮置き)

産業廃棄物を仮置きする場合は、「京都府産業廃棄物の不適切な処理を防止する条例」・「条例施行規則」を遵守しなければならない。

(産業廃棄物税)

平成17年4月1日より「京都府産業廃棄物税条例」に基づき導入される産業廃棄物税(以下「産廃税」という。)は、京都府内の最終処分施設に搬入される産業廃棄物について課税されるものである。

また、中間処理施設に搬入された産業廃棄物においても、リサイクル後の処理残滓等が最終処分場に搬入される場合は、最終処分場に搬入される量に対して課税される。

なお、本工事においても、産廃税相当額を見込んでいます。

7) 【工事材料の確認】

(材料確認)

受注者は工事に使用する材料は、監督職員の確認を受けなければならない。材料確認は「材料確認書(様式15-1)によるものとする。

また、「材料確認書」には、確認内容が把握できる写真を添付すること。  
ただし、材料確認の実施時期及び実施材料は監督職員が定めるものとする。

8) 【工事材料の品質】

(品質証明書等)

受注者は、工事に使用する材料のうち下表の材料及び監督職員の指示した材料の使用に当たっては、その外観、品質証明書等を照合して確認した資料を事前に監督職員に提出し、材料の確認を受けなければならない。

名称	規格	備考
生コンクリート	各種	W/C≦60%
再生クラッシャーラン	RC-40、RC-30	
再生粒度調整碎石	RM-30	
再生加熱 アスファルト混合物	再生密粒度アスコン(13)	※1
透水性アスファルト合材	開粒度アスコン(13)	
アスファルト乳剤	PK-3、PKR ゴム入り	
樹脂系すべり止め舗装材	RPN-301、RPN-303	
車両用防護柵	Gr-C-4E、Gr-C-2B	ガードレール
	Gp-Cp-2E、Gp-Cp-2B	ガードパイプ
横断・転落防止柵	ブロック建込、コンクリート建込	
立入防止柵	H=1500、H=1800	門扉含む
車止め	固定式、着脱式 φ114.3	単柱
	固定式、着脱式 φ60.5、φ76.3	U柱
支柱	下地亜鉛メッキ+静電紛体塗装(白) φ60.5	標識柱
	下地亜鉛メッキ+静電紛体塗装 φ76.3×3.2×3600	道路反射鏡柱
	φ76.3×3.2×4000	
路面標示用塗料溶融型	JIS K 5665:2018 3種1号	カラー塗料についても当該 JIS 規格に準じたものとする
路面標示材	H650×W450 H700×W800 H850×W570+H450×W590 マウンテンタイプ ブロックタイプ	加熱溶融接着タイプ
道路反射鏡	ステンレスミラー丸型 曇り防止機能付き 注意板 600×180×1.2(防錆処理)	
基礎ブロック	180×180×450	立入防止柵
	300×300×300	車止め U柱
	300×300×400	横断防止柵
	300×300×450	転落防止柵
	300×300×500	防止柵(門扉)
	300×300×600	
	300×300×700	道路反射鏡
	300×300×1000	
	400×400×400	車止め 単柱
	500×500×500	車両用防護柵
500×500×600	警戒標識	
車線分離標	可変式 穿孔式 1本脚 φ80 H=400	全面反射
	可変式 穿孔式 1本脚 φ80 H=650	
	可変式 穿孔式 1本脚 φ80 H=800	
道路鋸	両面反射 穿孔式、貼付式	
	交差点用 自発光式	
	区画線用 自発光式	

視線誘導標	土中用 両面反射φ100以下 支柱φ34 削孔用 両面反射φ100以下 支柱φ34 防護用 両面反射φ100以下	
線形誘導標	350×500 347×254	
歩車道境界ブロック	各種 JIS規格	
地先境界ブロック	120×120×600	
視覚障害者誘導用ブロック (MMA樹脂製)	JIS T 9251	溶融接着方式 ※2

※1について

(アスファルト混合物事前審査制度)

受注者は、アスファルト混合物事前審査委員会の事前審査で認定した加熱アスファルト混合物を使用する場合は、事前に認定書(認定証、混合物総括表)の写しを提出することによって、アスファルト混合物及びアスファルト混合物の材料に関する品質証明書、試験成績表の提出及び配合設計書、基準密度、試験練りを省略することが出来るものとする。

監督職員の指示があった場合は、土木施工管理基準「品質管理基準」に基づきプラントの自主管理による試験結果一覧表を提出するものとする。

※2について

湿潤時、すべり抵抗値(BPN)は50以上とし防滑仕上げとする。

また、乗入部については、補強繊維3軸メッシュを使用し耐荷重仕様とする。

9) 【施工管理】

(写真管理)

写真管理については、宇治市写真管理基準(案)によるものとする。

(規格値)

出来形の規格値は、品質管理基準及び規格値(京都府)によるものとする。また、次の工種については、下表のとおりとする。

なお、設計値と実測値が対比できる書類または写真を提出すること。

出来形規格値

工種	項目	規格値	適用
道路反射鏡設置工	設置高さ	2.5m以上	1 施工箇所で1箇所
道路標識設置工	設置高さ	1.8m以上	1 施工箇所で1箇所

10) 【監督職員による検査(確認を含む)及び立会等】

(段階確認・立会確認)

受注者は、『土木工事共通仕様書』及び下記の工種・監督職員の指示した工種の施工段階において、段階確認(立会確認)を受けなければならない。段階確認は「段階確認書」(様式16-1)、立会確認は「立会確認書」(様式17-1)によるものとする。

また、「段階確認書」及び「立会確認書」には確認内容が把握できる写真を添付すること。

11) 【施工方法の指定】

(近接施工)

1) 本工事区間に隣接した施設付近の工事施工に際しては、監督職員の承諾を得た後に、関係各位と現地立会の上、当該施設の位置、高さ、施設の状態等を確認し、保安対策について十分打合せを行い、支障を及ぼさないようにすること。保安対策の打合せを行ったときは、「打合せ簿」を監督職員に提出すること。

なお、打合せの結果、保安対策及び工法の変更が生じた場合は監督職員と協議するものとする。

2) 受注者の責により、当該施設に支障を及ぼした場合は、速やかに監督職員に報告するとともに、関係機関に連絡し、応急措置をとり、受注者の負担によりこれを補修しなければならない。

12) 【施工機械の指定】

(施工機械の指定)

本工事の下記工種の施工にあたっては、下記の表により施工すること。

工 種	機 械 名	指定規格	備 考
機械床掘	バックホウ	平積 0.1 m <sup>3</sup>	低騒音型・排出ガス対策型
残土運搬	ダンプトラック	2 t ・ 4t	※注低騒音型の使用は現場条件による。
As・Co 殻運搬	ダンプトラック	2 t ・ 4t	

(標準操作方式の使用)

1) バックホウ

バックホウは、標準操作方式のバックホウを使用するものとし、国土交通省指定のラベル(緑色)又は、国土交通省指定とは別のラベル〔(社)全国建設機械器具リース業協会発行のラベル等〕を貼付したバックホウを使用するものとする。なお、ラベルを貼付していない標準操作方式のバックホウを使用する場合には、監督職員の確認を得てから使用すること。

2) 移動式クレーン

本工事の施工に当たり、平成 6 年 10 月 1 日以降に製造された移動式クレーン(クローラクレーン、トラッククレーン、ホイールクレーン)を使用する場合は、指定ラベル「(社)日本建設機械化協会」を貼付した移動式クレーンを使用すること。

なお、使用クレーンの製造年月日が確認できる工事写真を撮影し、監督職員に提出すること。

(工法変更等への対応)

- 1) 構造物等の施工において、障害のため通常の工法では初期の目的を達することができない箇所については、工法及び対策を監督職員と協議するものとする。
- 2) 関係機関と協議の結果、新たな作業及び構造の変更が生じた場合は、必要に応じ監督職員と協議のうえ、その指示によるものとする。

1 3) 【環境対策】

(公害対策)

- 1) 本工事の施工については、通常の施工法によるものとしているが、万一公害等が生じたり、又は生ずる恐れがある場合は、その対策等について設計図書に関して監督職員と協議するものとする。ただし、受注者の施工上の欠陥による場合はこの限りではない。公害等に関連するとみなされる工種と標準工法は、下表のとおりとする。
- 2) 工事の施工に際して騒音規制法及び振動規制法に基づく規制を受け、新たに騒音防止の対策が必要な場合や、振動の規制に関する対策が必要な場合は、監督職員と協議するものとする。

(環境等の保全)

- 1) 工事車両や建設機械のアイドリングストップを励行すること。
- 2) 原則として省エネルギー、省資源に配慮した建設資材や建設機械等を使用すること。
- 3) 調整池(沈砂池)の設置や大規模な裸地の出現防止のため段階的に工事を行う等、流末の水環境の保全を図ること。
- 4) 地域における伝統的行祭事等の実施が円滑に行われるよう地元等と十分の調整の上、工事を実施すること。

(低騒音型・超低騒音型の使用)

本工事の施工に当たっては、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」(昭和 62 年 3 月 30 日建設省経機発第 58 号)に基づき低騒音型建設機械の使用原則を図る地域であるため、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」(平成 9 年度建設省告示第 1536 号)に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

ただし、これにより難しい場合は、必要書類を提出し監督職員と協議するものとする。

上記において、「これにより難しい」とは、供給側に問題があり、低騒音型建設機械を調達することができない場合であり、受注者の都合で調達できない場合は認めない。

なお、低騒音型建設機械を使用する場合、施工現場において使用する建設機械の「'97 ラベル」が確認できる写真を監督職員に提出するものとする。また、「旧基準'89 ラベル」の機種においても新基準の指定を受けているケースもあるため建設機械メーカーに確認し、「新基準'97 ラベル」に貼替えを行うこと。

#### 1 4) 【交通安全管理】

##### (交通規制)

本工事の交通規制については、各工事箇所の現場条件や交通状況に左右されるものであり、関係機関との調整のうえ、監督職員と協議しその指示によるものとする。

なお、標準的な規制方法は以下のとおりとする。

- 1) 片側交互通行区間内の作業ヤードにおいてはカラーコーン、コーンバーなどを使用し自転車・歩行者の分離を確実に行うこと。
- 2) 道路使用許可時間外に重機、資材、工事看板などを占有しないこと。
- 3) 交通誘導警備員については、工事箇所に応じて、適正に配置すること。

##### (施工時における第三者通行の安全確保)

- 1) 仮設通路は車両の通行を確保するとともに、歩行者が安全に通行できるよう歩行者通路を明確にする構造とする。
- 2) 第三者の通行（車両、歩行者とも）が頻繁に発生することが予想されるため、十分な安全対策を講じること。

##### (道路占有について)

- 1) 掘削箇所はその日のうちに仮復旧まで行い、17時00分以降は道路を開放しなければならない。
- 2) 安全施設类等設置計画に基づき資材・材料等は1日の施工分のみ道路に占有するものとし、歩行者・自転車の通行に支障がないように道路端に整然と並べカラーコーン、コーンバーなどで囲むこと。
- 3) 資材、材料及び建設機械については、道路使用許可時間外は道路上に占有放置してはならない。

##### (標示板の設置)

受注者は、工事の施工にあたって、工事現場の公衆が見やすい場所に、工事内容、工事期間、工事種別、発注者、施工者等を記載した標示板を設置しなければならない。

記載項目のうち「工事内容」、「工事種別」については、以下によるものとする。

工事内容	: 交通安全施設の設置工事を行っています。
工事種別	: 交通安全施設等整備工事

(標示板の記載例)

[工事表示板]

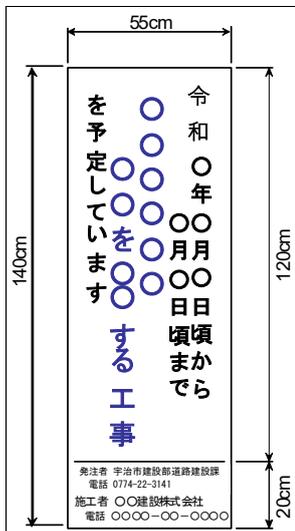


設置位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事区間の起終点に設置する。</li> <li>・車線規制を行う場合には、規制区間の起終点にも設置する。</li> <li>・ドライバー等の視認性を考慮した箇所に歩行者等の支障にならないように設置する。</li> </ul>
設置期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・路上工事開始から路上工事終了までの間設置する。</li> </ul>
規格色彩等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「〇〇工事」等の工事種別は、青地に白抜き文字とする。</li> <li>・「〇〇をしています」等の工事内容、工事期間は、青色文字とする。</li> <li>・工事種別、工事内容については、別表2を参考に記載する。</li> <li>・その他の文字及び線は、白地に黒色とする。</li> <li>・線の余白は2cm、線線の太さは1cm、区画線の太さは0.5cmとする。</li> <li>・道路上に設置する場合は必要に応じ高輝度反射式または同等品以上のものとする。</li> <li>・道路上に設置する場合は必要に応じ外枠に緩衝材（ソフトカバー）を付けること。</li> </ul>



[工事説明看板]

設置期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・路上工事開始から路上工事完了までの間設置する。</li> </ul>
設置位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施されている路上工事に関する工事情報を歩行者、沿道住民へ提供するため、工事情報看板に代えて歩道に設置する。</li> <li>・ドライバーから看板内容が見えないよう、歩道側に向けて設置する。</li> </ul>
規格色彩等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文については、青地に白抜き文字とする。</li> <li>・「〇〇〇を〇〇しています」等の工事内容については、青色文字とする。</li> <li>・工事内容については、別添を参考に記載する。</li> <li>・その他の文字及び線は、白地に黒色とする。</li> <li>・道路上に設置する場合は必要に応じ外枠に緩衝材（ソフトカバー）を付けること。</li> </ul>
摘要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1日で完了する軽易な工事、歩道のない箇所については設置しない。</li> <li>・設置の要否は沿道環境を考慮し個別に判断。</li> </ul>



[工事情報看板]

設置期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・路上工事を開始する1週間以上前から路上工事を開始するまでの間設置する。</li> </ul>
設置位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予定されている路上工事に関する工事情報を歩行者、沿道住民へ提供するため、歩道に設置する。</li> <li>・ドライバーから看板内容が見えないよう、歩道側に向けて設置する。</li> </ul>
規格色彩等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・色彩は、「令和〇年〇月〇日頃から」、「〇〇〇を〇〇する工事を予定しています」等の工事内容については青色文字とする。</li> <li>・工事内容については、別添を参考に記載する。</li> <li>・その他の文字及び線は、白地に黒色とする。</li> <li>・道路上に設置する場合は必要に応じ外枠に緩衝材（ソフトカバー）を付けること。</li> </ul>
摘要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1日で完了する軽易な工事、歩道のない箇所については設置しない。</li> <li>・設置の要否は沿道環境を考慮し個別に判断。</li> <li>・工事開始時に速やかに撤去すること。</li> </ul>

(安全施設類)

受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和 35 年 12 月 17 日総理府・建設省令第 3 号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和 37 年 8 月 30 日）、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知平成 18 年 3 月 31 日国道利 37 号・国道国防第 205 号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知平成 18 年 3 月 31 日国道利 38 号・国道国防第 206 号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和 47 年 2 月）に基づき、安全対策を講じなければならない。

なお、打合せの結果または、条件変更等に伴い、道路工事保安施設設置基準（案）以上の保安施設類が必要な場合は監督職員と協議するものとする。

受注者は、施工に先立ち作成する施工計画書に、標準的な安全施設类等設置計画（交通誘導警備員配置計画を含む）を作成し、監督職員に提出すること。

また、受注者は工事期間中の安全施設类等の設置及び交通誘導警備員の配置状況が判明できるように写真等を整備し、完成検査時に提出しなければならない。

(道路交通法第 80 条による協議書の掲示について)

本工事における道路使用については道路交通法第 80 条による協議書の内容をよく理解し、規制方法・作業時間・交通誘導警備員や保安施設の配置方法は協議書の内容に遵守すること。なお、受注者は作業中に協議書の写しを掲示し、警察や第三者から提示を求められた場合は従わなければならない。これによりがたい場合は、監督職員と協議すること。

(安全に関する研修・訓練等の実施)

受注者は、土木工事共通仕様書（案）の第 34 条「工事中の安全確保」の 10 から 12 に規定する安全に関する研修・訓練等において、下請企業及び労働者へのしわ寄せの防止を図る観点から以下の内容の研修を 1 回以上実施しなければならない。

(1) 建設工事の請負契約に関すること

(2) 労働関係法令に関すること

〈研修の参考とする図書等の例〉

- ・ 工事請負契約書(第 51 条)(※除草等委託契約書(第 25 条))
- ・ 建設業法遵守ガイドライン(令和 4 年 8 月 国土交通省)
- ・ 建設産業における生産システム合理化指針(平成 3 年 2 月 建設省)
- ・ 新しい建設業法遵守の手引((財)建設業適正取引推進機構)

(交通誘導警備員の有資格者)

本工事に配置する交通誘導警備員は、警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年 11 月 18 日国家公安委員会規則第 20 号）に基づき交通誘導警備員検定合格者（1 級又は 2 級）を規制箇所毎に配置することとする。ただし、所轄警察署との打ち合わせの結果、交通誘導警備員検定合格者（1 級又は 2 級）以外の配置を認められた場合は、この限りではない。

受注者は、交通誘導警備員検定合格証（写し）を監督職員に提出するものとする。

1.5) 【関係機関への手続き等】

(占有物件等)

工事着手前に地下埋設物等の支障物件について調査し、監督職員に報告すること。なお、工事に支障がある場合は施工方法、工程等について協議を行う。

(他工事等)

本工事は市内一円が工事範囲となることから、他工事と工事箇所が重複する場合があります、工程には受注者間で十分に調整を行い施工すること。

(地下埋設物件の事故防止)

1) 受注者は、工事の施工にあたって予想される地下埋設物件について、管理者と現地立会のうえ、当該物件の位置・深さを確認し、保安対策について十分打合せを行い、事故の発生を防止しなければならない。

なお、管理者等と打合せを行ったときは、打ち合わせの内容を記した書類を作成し、その写しを監督職員に提出するものとする。

2) 受注者の責により地下埋設物件等に損害を与えた場合は、速やかに監督職員に報告するとともに関係機関に連絡し応急措置をとり、受注者の負担によりこれを補修しなければならない。

3) 受注者は、埋設物件等の管理者不明のものがある場合は、監督職員に報告し、その処置については、占用企業者全体の立会を求め、管理者を明確にしなければならない。その結果、未使用の管の処置を受注者が企業者より依頼を受けた場合には、文書によってその責任を明確にしておかなければならない。

4) 受注者は、工事施工のため支障となる道路の付属物及び占用物件がある場合には、その処置についてあらかじめ監督職員と協議するものとする。

5) 受注者は、地下埋設物等の破損事故発生時に受注者が行う対応方法について、施工計画書に明確に記載すること。

(架空線の感電事故防止等)

1) 受注者は、架空線（配電線・送電線等）下付近で作業する場合、労働安全衛生法規則等により（感電事故防止について）、事前に当該事業者と協議し必要な保安措置を行わなければならない。また施設・設備に損害を与えた場合は、速やかに監督職員に報告するとともに、関係機関に連絡し応急措置をとり受注者の負担によりこれを補修しなければならない。

○ 関西電力(株)伏見配電営業所 TEL 075-202-0008

○ 西日本電信電話(株)京都支店 TEL 075-823-4007

2) 受注者は、架空線等の破損事故発生時に受注者が行う対応方法について、施工計画書に明確に記載すること。

(地元調整、関係機関協議)

1) 工事の施工に伴う関係機関との協議・申請及び地元調整並びに本工事に伴う事業の損失補償は、受注者が責任を持って対処するものとする。

2) 工事の施工に伴う関係機関との協議ならびに地元地域との調整や工事の「お知らせビラ」の配布については、受注者が行うものとする。なお、「お知らせビラ」については、配布前に監督職員へ提出すること。また、受注者は施工区域の用地の状況を十分把握し、土地所有者との間に紛争が生じないように努めるものとする。

3) 地域において伝統的行事の実施があった場合、それが円滑に行われるように地元等と十分に調整のうえ、工事を実施すること。

4) 本工事において地元調整の結果、工事説明会が必要となった場合には、受注者は、監督職員と協議の上、地元に対して説明会を開催し、これに必要となる説明資料を作成しなければならない。

5) 施工方法等の変更が生じた場合は、監督職員の指示に従うこと。

#### 1.6) 【施工時期及び施工時間の変更】

(施工時間)

本工事の作業時間帯は、9時00分から17時00分とする。ただし、やむを得ない事情により作業時間が変更となる場合は監督職員と協議するものとする。

#### 1.7) 【提出書類】

(施工体系図の記載)

受注者は、施工体系図に、すべての下請負業者及び警備業者を必ず記載すること。

(納品書・納入書・出荷証明書等の提出)

本工事で使用した道路反射鏡や防護柵等の材料、交通誘導警備員、その他監督職員が指示するものについて、納品書・納入書・出荷証明書等の原本、若しくはその写しを提出し、発注数量との対比を行うこと。

#### 1.8) 【その他】

(指名停止要領10条の遵守について)

受注者は宇治市が指名停止措置を行っている第三者に対して、宇治市の契約についての全部若しくは一部を下請け、受託させてはならない。

(施工計画書の携行)

受注者は、本工事における施工内容を理解したうえ施工計画書を作成し、現場での作業中は施工計画書を常に携帯し、第三者から提示を求められた場合は従わなければならない。

(週間工程表)

単価契約は、施工期間が短いことや地元の要望者及び関係者に対しての連絡調整が多いため、週間工程表を少なくとも施工日の1週間前には提出し、施工箇所と実施日を明確に監督職員に通知すること。

(施工時における留意点)

- 1) 道路反射鏡の鏡面を設置する際は、指示書に従い指定された方向及び角度で設置すること。
- 2) 道路反射鏡及び道路標識等の支柱については、防食テープ(黒)にて根本処理を行い設置すること。
- 3) 施工時に、舗装を破砕しその跡復旧する場合は復旧面と周囲との段差が生じないように施工すること。

(不正軽油使用防止の徹底)

- 1) 受注者は、建設機械等の燃料としての軽油は JIS 規格軽油 (K 2204) 以外のものを使用してはならない。また、下請負業者等に対しても不正軽油使用防止の指導・監視を徹底するものとする。
- 2) 受注者は、京都府税務調査員による燃料検査に協力しなければならない。

(文化財の保護)

本工事は、市内一円で施工を行うため、箇所によっては、文化財がある区域と施工箇所が当たる可能性があるため、監督職員及び埋蔵文化財調査職員と十分打合せを行い、文化財の保護に努めるものとする。

(法定外の労災保険の付保)

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

(請負業者賠償責任保険の加入)

受注者は、工事遂行中に他人の身体もしくは財物に損害を与えた場合の損害賠償について、「請負業者賠償責任保険」の加入に努めなければならない。加入した場合は、保険証書等の加入が確認できる書面の写しを工事着手日までに監督職員に提出しなければならない。保険の期間は、工事期間（着工から目的物引渡し予定日）とする。

なお、保険金額は、受注金額、工事の種類、規模等により受注者が定めるものとする。また、契約は、工事毎の契約とするか又は年間に付する総括契約とするかを問わない。

(用地境界杭、境界プレート等について)

用地境界杭、プレート、ピン等が施工するにあたり影響を及ぼすと考えられる場合は、事前に測量を実施し、監督職員の確認を受けること。また、工事完了時にそれらの復元を行い、監督職員の確認を受けること。

(街区基準点について)

街区基準点が施工にあたり影響を及ぼすと考えられる場合は、事前に測量を実施し、監督職員の確認を受けること。施工に伴い撤去となる場合は、建設総務課に「公共基準点等（一時撤去・移転）承認申請書」を提出し、承認を得ること。

(舗装版切断作業について)

舗装版切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された排水については、適正に処理するものとする。

ここで、「適正に処理」する際には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（受注者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正な処理のために必要な廃棄物情報（成分や性状等）を処理業者に提供することが必要である。

なお、受注者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督職員から請求があった場合は、提示しなければならない。

(個人情報保護)

個人情報の取扱いには、十分注意するとともに、秘密保持を厳守し、適切な保管に努めること。また、発注者から提供された個人情報が記載された資料等は、目的外の使用を禁止し、目的完了後、直ちに返却すること。万が一個人情報漏洩した際は、受注者が責任を持って対処すること。